

## 第8回武蔵野市男女共同参画基本条例（仮称）検討委員会・ 第5回武蔵野市男女共同参画推進委員会 合同委員会議事要旨

日時 平成28年7月11日（月） 午後7時～9時  
会場 武蔵野プレイス フォーラム  
出席者 諸橋委員長、千田副委員長、小山田委員、栗原委員、高木委員、向井委員  
権丈委員長、野田副委員長、原委員、二子石委員、松井委員  
欠席者 小林委員、中山委員、小川委員  
傍聴者 2名  
議題

- 1 両委員長挨拶
- 2 議題
  - (1) 委員の紹介
  - (2) 武蔵野市男女共同参画基本条例（仮称）中間骨子案について
  - (3) その他

### ■議題（1）委員の紹介

### ■議題（2）武蔵野市男女共同参画基本条例（仮称）中間骨子案について 資料2に基づき事務局が説明。

#### 【条例委員長】

- ・武蔵野市男女共同参画基本条例（仮称）中間骨子案について、既に7回の基本条例の検討委員会と起草委員会を持ち、骨子がまとまりつつある。私どもで中間検討を行ったものを本日のたたき台としたい。それでは、骨子案について、前文から責務、禁止事項から個別の施策、推進委員会から苦情処理委員までの3つのブロックに分けて議論したい。私どもとしては、平等推進条例という名称、前文での武蔵野市らしさを出したかったということ、平和を希求する都市であるということ、それから、女性たちが早くから自治に取り組んできたことあたりを強調している。それから、性別等の定義では、LGBTを初めとする多様なものをここに含めている。また、直接差別、間接差別を入れている。推進委員会の方々及び条例検討委員会委員の方々からも忌憚のないご意見等をいただきたい。

#### 【推進委員】

- ・市民の条例案の作成にかかわり、私どもの条例案を参考にさせていただき、ありがたく思っているが、その中で、とても大事だと考え入れたものが幾つか抜けているので、その辺がどうしてなのか確認したい。1つ目は、責務のところ、教育に携わる者の項目を入れていたが、それははっきり入れるのはいかがかということで、抜かれたのだと考えるが、例えば高崎市や相模原市では、教育に携わる者の責務ということで実際に条文に入っているものもある。今回それが抜かれてしまったことが少し気になる場所である。私どもとしては、教育はとても大事であると考えている。例えば、高崎市では、「教育関係者は、男女共同参画を推進する上で教育の果たす役割の重要性を認識し、それぞれの教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。」という条文がある。

#### 【条例委員長】

- ・責務のところの教育に関しての意見だったが、ほかはいかがか。

#### 【推進委員】

- ・前文はすっきりまとめ、目配りされていると思うが、市民案では、戦後の廃娼運動とそれに続く環境浄化となっていた。この流れであれば環境浄化の意味がわかるのだが、吉祥寺の環境浄化運動にかかわってきた私の立場からいうと、若い世代の方などが、ここに吉祥寺の環境浄化運動というのが出てきて、ぱっとイメージしてもらえるかどうか。表現の仕方がこれで理解してもらえるかどうかということが少し気になった。

【条例委員長】

- ・これで2点ご意見いただいた。ほかはいかがか。

【推進委員】

- ・まず1つ目は前文のところで、平和について書かれている。平和に関しては、確かに武蔵野市の特徴であるが、男女共同参画と平和ということに関して、何かかわりがあるのかということを見ると少し弱いと考える。例えば、市民が女性も男性も平和に積極的にかかわってきてこれを実現しているのであればここを強調すべきだと考えるが、少し違うのではないか。私は、武蔵野市の特徴というのは、市民が積極的に参加しているという市民協働こそが武蔵野の特徴だと考える。その下に若干書かれているが、もっと強調してもよいのではないか。市民協働にこそ女性も男性も積極的にかかわっていく余地があるし、そういうところで市政参加すべきではないかと思うので、平和よりも市民協働をもっと強調したほうがよいのではないかというのが1点目である。
- ・2つ目が、用語の定義の（1）性別等で、先ほどLGBT等と言われたが、今は男女だけではなく、ダイバーシティ的な要素があるべきではないか。ただ単に男女、LGBTだけではなく、例えば年齢や障害の有無、子どもの有無、結婚をしている、していない、様々なことがあるわけである。その多様な性の在りようだけで「性別等」というのは少し、基本理念ですべての人となっているだけに、その辺がもう少しダイバーシティ的な要素を入れたほうがよいのではないかという気がする。
- ・3つ目は、基本理念の（4）のところに「家庭と地域及び仕事の場」とある。その後、「市民の責務」のところに「家庭、学校、地域、仕事の場」、その後に出てくるのは「家庭、地域、仕事の場、学校」というように順番が違っている。これは順番をそろえるべきであり、順番は重要で、何を重視しているかは意思の表れなので、ここはそろえるべきだと考える。
- ・最後に、責務のところで、すべて「努めるものとします」となっている。確かに、他の市の条例も「努めるものとします」という表現が非常に多いが、努めるものという表現は、何か市民の積極的なかわりという面で非常に弱く感じる。「積極的に努める」ことが必要ではないか。市だけにやらせて、市民も事業者も「努めます」では少し弱い。やはり市民も事業者も皆一生懸命頑張るという姿勢こそ大事ではないかと思うので、積極性を表す言葉が一つほしい。「積極的に努める」でもいいが、総合すべきではないかと考えた。

【条例委員長】

- ・いろいろとご意見をいただいた。ほかはいかがか。

【推進副委員長】

- ・先ほど出た、「家庭と地域及び仕事の場」のことだが、ここは学校の場というのは入らないのか。もし入るのなら入れたほうが良いと考えた。それから、前文の第一番目のところで、「男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました」というのは、何によって進められてきたのかというのがよくわからない。それから、用語の定義の性別等による差別的取扱いのところ、間接差別について、「外形的にみたときには性別によって異なる取扱いではないが」の中の外形的というのが、どのようなことを意味しているのかわからない。

【条例委員長】

- ・ご意見は以上でよろしいか。ほかはいかがか。

【推進委員長】

- ・基本的に非常によくできていて、練られている。細かいところだが、用語の定義のところで、男女平等の定義をしているが、条例で目指しているのは男女平等社会ということなので、男女平等社会自体を定義してはどうかと考えた。他の自治体でも、社会を定義されているところが多い。推進委員会の条文のところで、「その他男女平等社会の実現に関すること」を推進委員会が扱うとなっている。男女平等社会の明確な定義がないと、何を指すのかはつきりしないと思ったので、その点を検討いただきたい。
- ・また、性別等に関して、こうした形で多様な性の在りようを表現するのはよいかと思ったが、おそらくこれは性自認や性的指向のことを書いていて、そして、それだけではないということ

だと思うが、その言葉自体を入れたほうが今の時代ではわかりやすいとも考えた。

**【条例委員長】**

- ・よろしいか。ほかに意見はないか。

**【推進委員】**

- ・用語の定義のところ、私どもの市民案では、ジェンダーという用語を入れていた。なぜかという、個別の施策の中の調査研究のところジェンダー統計という言葉を入れていたからである。私どもの条例案で出していたジェンダーという用語の定義が、全くなくなってしまった。私どもとしては、最近GGGIなど、国際的なインデックスも一般的になりつつある中で、そうであれば、少なくともジェンダー統計という言葉で用語の定義に入れていただくのもいいのではないかと考えている。

**【条例委員長】**

- ・調査研究のところである。ほかは大体よろしいか。

**【推進委員】**

- ・もう1点、前文の丸の3つ目のところ、「今なお、性別等による固定的な役割分担の意識やこれを反映した社会的慣行、男女間の暴力等、多くの課題が残されています」とあるが、これは何か具体的なバックデータに基づいているのか。男女間の暴力等が非常に多いまちだとは思わないが、何かバックデータに基づいたものでないと、市としてきちんと条例として出す以上、誤った情報を出してはいけないと考える。なので、これは課題として認識するのはよいが、本当に市としてこういうバックデータがあるのかというのは、確認したほうがよい。

**【条例委員長】**

- ・それでは、いろいろといただいた。まず、先ほど出たように、男女平等社会というイメージを定義に入れたほうがよいのではないかと指摘があった。それから、ジェンダーが落ちているのではないかと指摘と、責務の中で教育が落ちているのではないかと指摘をいただいた。
- ・まず、前文に関してはいかが。「日本国憲法においては」から「男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました」は、主語、述語は合っているか。このまま読んでみてもそれほどおかしくないという気がするが、いかがか。
- ・もう1点、「しかしながら」の後、「男女間の暴力」はデータに基づいているかということだが、役割分担の意識とか社会的慣行とか暴力等は、課題が残っているということであり、必ずしもデータに基づいてなくてもよいとも思うが、いかがか。

**【事務局】**

- ・男女間の暴力についてのデータだが、内閣府が出している平成27年度版の「ひとりひとりが幸せな社会のために」というリーフレットに記載がある。

**【条例委員長】**

- ・それは相談件数である。なので、実態としては、外形的に増えているかどうかは実はなかなかよくわからないところがある。

**【条例副委員長】**

- ・女性の配偶者、例えば女性の殺人件数のうち、配偶者や親密な関係におけるものが大体半数を占めると言われてきている。私もこの間計算したのだが、少なくとも3分の1は超えていた。武蔵野市だけ暴力がないというのはあまり考えられない。

**【推進委員長】**

- ・第三次計画のもとになっている市民意識調査の中で、相談件数は確かに増えている。年間約300件の相談があったかと思うが、その前の調査では200何件だった。

**【条例委員長】**

- ・実態として増えているかどうかとは別ではあるが、ここは増えているかということではなく課題が残っているということなので、これ自体はそれほど問題ないかと考えるが、いかがか。少し検討させてもらおう。それから、平和と男女共同参画、あるいは男女平等と平和ということだが、その辺のつながりがよくわからないということ、むしろ強調すべきは市民協働のほうではないかという指摘だった。平和と男女平等というのは切っても切り離せないものなので、もう

ーロジックあったほうがいいと思うが、いかがか。

**【推進委員】**

- ・中島飛行機武蔵製作所のことに関しては、婦人学級の学習会から自主グループのようなものができ、そこが全部資料を集めて記録づくりから始めたという経緯がある。なので、掘り起こしをしてまとめていったのは市民活動である。自ら掘り起こしというようなことで、それが平和を訴えることにつながったということは事実である。

**【条例委員長】**

- ・なるほど。では、その辺をうまく使わせてもらう。女性たちのそういった学級、市民活動から平和の問題を伝える活動が生まれたというあたりか。それはうまくつながるかと思う。それから、吉祥寺の環境浄化運動の本来の意味が伝わらないのではないかと。ただ、これについては、当初は廃娼運動を入れていたが、少しきついなという感じがしたので削除した。このままでイメージできるかと言われると、難しいかもしれない。

**【推進委員】**

- ・環境浄化運動ということで、よく手紙が来るが、空気や水などのジャンルで来ることが多い。ここは違う環境である。

**【条例委員長】**

- ・よくわかるが、廃娼という言葉がいかがかということがあったので、このような形になった。確か、近鉄裏の浄化だったが、すでに近鉄もなくなっているし、固有名詞を挙げるのもいかがなものかと考える。

**【事務局】**

- ・武蔵野市の環境浄化に関する条例というのも、これを機会につくられた。

**【条例委員長】**

- ・その意味であるが、役所的な言い方と市民がよくわかるというのとでは、ずれがある。

**【推進副委員長】**

- ・条例では何と説明しているか。目的などはあるか。

**【推進委員】**

- ・直接請求したときは、風俗産業公害という言葉を使った。

**【条例委員長】**

- ・それはよくわかるが、風俗産業公害の文言は今さら使えない。

**【条例副委員長】**

- ・廃娼運動というのは歴史を持っている運動で、私たちもとても評価しているし、意義のある活動だったと思うが、やはり女性史の読み直しというのがここ何年も続いている中で、廃娼運動という言葉の持つ問題性であるとかそのスタンス、風俗産業に対する現代的な感覚からすると、やはりそこで働いている女性たちに対する尊厳に対して敬意を払っていないのではないかと意見も出ている。そのようなことを配慮したうえで、誤解を招かない表現を模索したが、あまりうまくいかなかった。

**【推進委員】**

- ・廃娼という言葉は出さないほうがいいと思うが、そうかといって、この吉祥寺の環境浄化運動をもう少しわかりやすくというか、これだけだと唐突感があり、注意書きが必要かと考える。

**【条例副委員長】**

- ・浄化と風俗産業を一緒に表現しないほうがよい。

**【推進委員】**

- ・そう。あくまで環境浄化で、働いている人を狙ったわけではなく、場所の環境を変えていこうということで、運動の間は、倫理は持ち出さないという方針にしたことでようやくうまく進んだ経緯がある。やはり市民活動と結びついた意義のあることなのだが、ここにぱっと出てきたときにわかりやすいかという点で、少し気になった。

**【条例委員】**

- ・例えば文言として、吉祥寺における性風俗環境に対する取り組みのような言い方をすると、割

とニュートラルになってくるかなど。性的な内容ですよということを入れつつ、そこで働いている人たちをおとしめるような内容を含めない文言に工夫できるのではないか。

【条例委員長】

- ・性風俗環境か。やはり何か少し欲しいところだが、どう言うかだ。少し今提案があった文言等を入れてみて検討することとしたいが、いかがか。

【推進委員長】

- ・実際はどのような運動だったのか。

【推進委員】

- ・昭和49年頃の脱サラブームに乗り、素人が多く参入し、あの辺の店舗を借りて経営していた。警察もびっくりするほど荒っぽく、客の取り合いもあり、中学生までがかばんを持って引っ張り込まれたりするなど、無法地帯のようになっていたので、学校と青少協が何とかしなければと始めたものである。警察の目をきちっと意識している営業の人たちのやり方ではなかった。住宅地が突然そういうところになってしまったので、普通の生活を取り戻したいということで、結局、新しくできるものを阻止するには何がいいかということで、文教施設である図書館をその場所に設置することにつながった。明らかに市民運動であった。

【条例委員長】

- ・ここには、戦後と書いてあるが。

【推進委員】

- ・戦後は廃娼運動である。

【条例委員長】

- ・その廃娼運動と近鉄裏の運動か。

【推進委員】

- ・そう。市川房江さんのところに勉強に行っていた、その廃娼運動をした方たちがすぐ協力してくれた。

【条例委員長】

- ・なるほど。戦後においては環境浄化運動というのは二つあるわけで、それらを含めて、性風俗環境としておけば両方指せるか。戦後も70年代もという感じか。

【推進委員】

- ・廃娼運動は、実際には青線化を防ぐものだった。ただ、そういった説明だとさらにわからなくなる。

【条例委員長】

- ・1955年くらいのことか。何かうまく、長いスパンで言えるようなものを考えよう。

【条例委員】

- ・事務局に聞きたいが、条例化されれば、この前文の解説文のようなものは出るのか。もしそういった解説のようなものが出ればそこである程度説明できると考えるが。あまりここですべて入れ込むのはなかなか難しい。市民がそれを読んで、ああ、そういうことなのかと理解してもらおう。そのようにしないと語り切れないのではないか。

【担当部長】

- ・条例の中では難しいが。別の、例えば、子ども向けはまた別になるかもしれないが、市民向けに何かそのようなものを検討することは可能ではないかと考える。

【条例委員長】

- ・条例の説明をする解説文のようなものというのは十分アイデアとしてあり得る。これは記録にとどめて次の作業に入りたい。
- ・用語の「性別等」というあたりは、指摘いただいたようなダイバーシティの要素をなるべく入れたつもりではあるが、十分に伝わらないというのはもっともである。また、文言として性自認とか性的指向とかを入れてもよいのではないかと指摘もあった。我々としては、男女平等条例と言いながら、同時に男女という定義だけでは済まない時代になっているということは何度も議論し、そのことを何とかこの中で伝えたいと考えたが、うまく伝わらないところがあ

る。その中で、LGBTや障害の有無や年齢、子のありなしや結婚している、していないなどの議論ももちろん出たが、難しいところである。

**【条例委員】**

- ・性的指向や性自認という言葉を使うと、また改めてそれを解説しなければならなくなる。それを避けるために、それを説明するような文言をここに入れているということと、性的指向や性自認だけが課題ではないということがあるので、含みますという表現にした。

**【推進委員長】**

- ・そこは理解しているので、例えば、「この性の在りようには、自分の性別に関する認識（性自認）」と、括弧をつけてはどうか。

**【条例委員】**

- ・それはいいかもしれない。

**【条例委員長】**

- ・この言葉自体はある程度知られつつある言葉なので、「（性自認）」や「（性的指向）」を入れるのはありかと考える。多様なというあたりをなるべく強調したかったわけだが、「性別等」という「等」で含ませているわけだが、どうするか。

**【推進委員長】**

- ・男女だけではなくということはわかる。これは、先ほどの意見ででた年齢や障害の有無までは、多分これには入らないと思う。男女や様々な性、そこに焦点を当てたということだと思っているので、もし年齢や障害などを入れたいのであれば、もう少しつくりを変える必要が出てくる。

**【条例副委員長】**

- ・私どもはこの定義はポジティブに評価していて、性別と言ってしまうと、男と女という形で今二分になっている。その中に、それにおさまり切らない、自認でもおさまり切らないし、身体的にもおさまり切れない人がいるということを含めて「性別等」というようにするのは、後発の条例をつくる際に、とても最新の理論を入れているというか、状況を踏まえてという意味で有意義だと考える。それから、この性別等と言うことによって、前半のところの、男女の別のジェンダーだけではないジェンダー・アイデンティティーと、後半はセクシュアリティとか、セクシュアルデザイナーというか、性的指向というのはジェンダーの問題ではなく、本来はセクシュアリティの問題として語られてきたことを「性別等」というような形でジェンダーとセクシュアリティを関連させてここに入れることができた。日本語の性という言葉の持つ豊かさのようなものがここに、性に関する差別はだめなんだというように形で「性別等」という形で入っているので、ネガティブに評価するというよりはむしろポジティブに評価していただきたいと考えている。性自認、性的指向という言葉がどこまでなじむ日本語かということについては議論があったと思うが、括弧で入れることはわかりやすいかなとは思う。

**【推進副委員長】**

- ・でも、「この性の在りようには」というところで、具体的に性自認とか性的指向について書いてあるのではないか。

**【条例副委員長】**

- ・普通は性に関するアイデンティティーといったものが膾炙しているのだろうが、どの用語が適当であるかということに悩んだ結果、実質的な内容をとりようというようなことでこのような表現になった。

**【推進委員長】**

- ・先ほど、書いたらどうかと言ったのは、例えば、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案が出ていたり、それから、先ごろ発表された、均等法のセクシュアルハラスメントの禁止の中に、性的指向又は性自認にかかわらずといった表現が入っている。既に法律上使われていると思ったので、そのような話をした。ただ、中身について変わるものではないので、そこはまた後で議論いただければと考える。

**【条例委員】**

- ・我々としてはジェンダーとセクシュアリティを意味しながら、男女の別だけでないということ

ろを強調したかったということだが、少し検討させていただく。

**【条例委員】**

- ・今の委員長の話の中で、ジェンダー統計に関しても、結局、男女の統計をとるということではなく、私たちが目指しているのはいろんな性の在りようをとということなので、それはとらざるを得なかったというところでご理解いただければと思う。もちろん、私ども市民協議会では、ジェンダーという言葉はとても大事なので必ず入れたいということで市民案のほうに出したが、この委員会でいろいろと話をしていく中で、やはりジェンダー統計というのはすごく幅が狭いかなということがある。

**【条例委員長】**

- ・男女別というふうにとられがちになる。

**【条例委員】**

- ・それで、先ほどの意見であった、ダイバーシティなど多様性ということを見ると、ジェンダー統計は全体の条例の流れからすると狭く感じる。今、自治体でも男女別を問わない、書かせないところがあると聞いているし、武蔵野市でも、様式中の性別欄をなくしていこうという話もあったので、ジェンダー統計というのは、この条例に関して少し違うのかなと感じた。

**【条例副委員長】**

- ・男女平等社会の実現に関する施策で、先ほどもあったが、男女平等もしくは男女平等社会を「性別等にかかわりなく」と定義しているの、それを指している。

**【条例委員長】**

- ・ジェンダーはそれを指していると言っていいと考える。

**【推進委員】**

- ・ジェンダー統計という形で、現状どのような差別があるのかを統計をとって調べるときに、例えばジェンダー・ギャップ・インデックスのような、世界レベルでとられているものに対しては、どのような対応をするのか。国際機関で基本的にとられている統計で、現状の女性と男性との間に実際どのような差別があるのか、現状把握にはやはりそういった統計が絶対必要なわけである。では、性別は全部「性別等」ということだと、ぼやけたままになる。武蔵野市はどのような形で現状把握しようというのか。
- ・全部ダイバーシティだ、多様性だ、男と女の区別はないというような形ではアンケートもとれないのではないかな。アンケートで、女、男の性別を書かないといたら、現実的に、武蔵野市が現状どういった差別があるのかという統計を調べるときにどうやって調べるのか。

**【条例委員】**

- ・それは難しい。

**【推進委員】**

- ・今の多様性の問題は大きく取り上げられて、時代も急激にそのような時代になってきている中で、これまでジェンダーと言われながら取り組んできたこととどう重なるのか。全く同じではなくて2つあるのだろう。まだそのジェンダーのほうに比重をかけないと解決できないことがある。

**【条例委員長】**

- ・そのとおりだ。だから我々も条例としては、多様性の条例にはせず、男女平等というスタンスは保持したいわけである。なので、これも預からせていただく。ジェンダーという言葉を使わずにうまく表す方法もあると考える。それから、少なくとも統計の部分はあってもいいのではないかな。

**【推進委員】**

- ・GGIなどがあるが、あまり多様性を前面に出すと武蔵野市はジェンダー統計を活用しないのかということになり、その辺が矛盾するのではないかな。

**【条例委員長】**

- ・男女平等社会の定義で、目指すべき男女平等社会の定義が要るのではないかなという指摘だが、前文の一番下にも、一人ひとりが互いに人権を尊重して暮らせる男女平等社会という言い方で

書いてあるが、いかがか。

**【条例委員】**

- ・男女平等の定義とおおむね重なるのではないか。

**【推進委員長】**

- ・ただ、男女平等社会と、ぱっと見たときにそれが目に入ったほうがよいのではないか。

**【条例委員長】**

- ・2を男女平等社会にするというのも一つの手ではある。

**【推進委員長】**

- ・後のほうで男女平等社会の実現というのが出てくるのでどうなのかと考えた。

**【条例委員長】**

- ・これも考えることとする。
- ・間接差別、直接差別のところで、「外形的にみたときに」とあるが、これは法律用語をそのまま使ったため、確かにわかりづらいので検討させてもらいたい。
- ・教育のことが出たが、この教育に関しては、市民案を参考にしながら毎回のように議論して今の形になったわけだが、いかがか。
- ・順番が違うという指摘については、確かにおかしいのでそろえないといけない。家庭、地域、仕事の場というところである。学校の場合とすると少し狭いので、我々としては家庭教育、学校教育、それから社会教育の3つを含めてあらゆる教育と、広めにとろうというのが一つのスタンスであった。基本理念の（7）で「あらゆる教育の場」というようにより一層強調するような形でくり出したわけだが、いかがか。

**【条例委員】**

- ・1点つけ加えると、基本理念の（7）は教育関係者にとっては一步踏み込んだ表現になっている。通常は、男女平等社会を支える意識の高揚で終わっているところを、意識や態度の形成と強調されている。態度の形成は自覚だけではなく、さまざまな場面で発達段階に応じて、例えば幼、少、中…等人生の各段階に向けて態度や行動に表れるようにすることと目指している。

**【推進委員】**

- ・基本理念の（7）はきちんと入れていただいた。

**【条例副委員長】**

- ・これも市民案を尊重し入れている。

**【条例委員長】**

- ・それから、責務のところの、「努めるものとします」というのが弱くないかという指摘があった。指摘のとおり、「積極的に努めるものとします」というだけでもぐっと違ってくる。

**【推進委員長】**

- ・入れたほうがいいのではないか。

**【条例委員長】**

- ・入れたほうがいいような気がする。いかがか。

**【推進委員長】**

- ・問題ないと考える。

**【条例委員長】**

- ・「積極的に努めるものとします」でどうか。
- ・それから、市の責務に教育が入っていないという指摘だが、これは基本理念には入っている。市の責務だけではない、むしろ市民も担うべきということで、基本理念の（7）にくくり出したと考えればよいのではないか。

**【事務局】**

- ・責務と教育との関係だが、11の個別の施策の教育のところにつながっている。

**【条例委員長】**

- ・「教育・学習に対する支援」ということで強調されている。

**【推進委員長】**

- ・基本理念の（５）の右の部分で、「健康と理解を認め合い」というのは、「健康と権利を認め合い」ではないか。

**【条例委員】**

- ・確かに変な文章である。「性と生殖に関する健康と理解」という項目があり、それをそのまま入れ込んだからこのような文章になったのではないか。

**【条例副委員長】**

- ・「それぞれの性を理解し尊重するとともに」など、そのようなところから来たのではないか。

**【条例委員長】**

- ・これは間違いなので直させてもらう。

**【条例委員】**

- ・市の責務だが、男女共同参画に取り組む市民活動団体を積極的に支援する、そういう項目があってもよいのではないか。現在、市では、男女共同参画推進登録団体に対して、ある種の企画に対して金銭的な補助を行っているが、それは協働で行っているわけではない。なので、市民が自主的に取り組む市民活動に対して市は支援するのだという文言を1つ加えておくのがよいのではないか。

**【条例委員長】**

- ・逆に言うと、書いておけば、現在の支援もなくなるわけではないわけだ。

**【条例委員】**

- ・そう。

**【推進委員長】**

- ・個別の施策のほうでもよいのではないか。

**【条例委員長】**

- ・「男女平等に自主的に取り組む市民活動を積極的に支援するものとします」を、11の個別の施策に入れるのはどうか。

**【条例委員】**

- ・個別の施策ではないのではないか。もう少し包括的なものだと考える。検討できればと思う。

**【条例委員長】**

- ・では、持ち帰ることとする。実際にやっている支援であり、支援がなくならないためにもどこかに書き込んでおいたほうがよいものとする。

**【担当部長】**

- ・大きな枠の条例なので、どこまで踏み込むか、財政的なところは書いてあるわけである。

**【条例委員長】**

- ・どこまで書くかである。財政的な措置のところ担保することは書き込んであるわけだから、市側に言わせるとそれは当たり前だということだが、我々としては残しておきたいかなと考える。

**【条例委員】**

- ・「努めるものとします」のことに言っていると、法的なことに詳しい先生が、法的拘束力を持つ以上、積極的に努めるなどの表現はふさわしくないといった意見があり削除された経緯があったのではないか。

**【推進委員】**

- ・小平市の条例では、「積極的に努める」と書いてある。

**【条例委員】**

- ・もともとの文言は、「ねばならない」だった。しかし、市民の責務として、何々せねばならないという表現は無理があるだろうとの議論があつて、「努めるものとします」に変えた経緯があつた。

**【条例委員長】**

- ・積極的に、と入るのは別におかしくはない。許容の範囲ではないか。では、「努めるものとします」にして、「積極的に」を入れてみないか。

**【推進委員】**

- ・近隣の小平市にはちゃんと書いてある。

**【条例委員長】**

- ・では、先に進む。7の禁止事項から11の個別の施策まで、質疑に入る。

**【推進委員】**

- ・7番の「禁止事項」と8番の「公表される情報への配慮等」のところに「すべての人は」と書いてあるが、これには事業者は入らないのか。これだと事業者はやってもいいというように読めるが。

**【条例委員】**

- ・事業者も入るものとする。

**【推進委員】**

- ・ただ、「すべての人」と書いてあるわけだから、人ではないか。先ほど市民の定義にある市民は個人をいい、事業者の定義にある団体は人ではない。要は事業者にしてもらいたくないから事業者は入らなくてよいのかと言いたい。

**【条例委員】**

- ・そういうことではないと考える。すべての人というのは、要するに押しなべてすべての人ということである。

**【推進委員】**

- ・武蔵野市において、事業者の取り組みというのは非常に弱い。事業者協働というのも弱い。やはり事業者ということをしきりと意識しなくてはいけなくて、「すべての人は」となると、事業者は入らないのだというような勘違いをする可能性があるのではないかと。事業者ということをしきりと意識しないといけないのではないかと。「すべての人は」の人の中に事業者も入るといえるのは、条例をつかった人はわかるかもしれないが、読む人はそうはとらないかもしれない。

**【条例委員長】**

- ・事業者を含むすべての人ということも違うか。

**【推進委員長】**

- ・特化しているのはおかしい。

**【条例委員】**

- ・事業者という文言をいきなりぼんと入れるのもどうかという気がする。「すべての個人及び団体」とすると、事業者も含まれると考えるが。

**【条例委員長】**

- ・市民、事業者は定義しているが、団体は定義していない。

**【推進委員長】**

- ・事業者に入れている。

**【条例委員長】**

- ・団体は事業者を含めてよいものとする。7の禁止事項の主語を事業者とするのはおかしいか。

**【条例副委員長】**

- ・配偶者など親密な関係における暴力等、のところがおかしくなる。

**【条例委員長】**

- ・8の「公表される情報への配慮等」のところは、「市民及び事業者は」でもいいような気がするが。

**【推進委員長】**

- ・禁止事項の「配偶者など親密な関係における暴力等」を変えればよいのではないかと。

**【推進委員】**

- ・性に関するハラスメント及び暴力で通じないか。

**【条例委員長】**

- ・いいかもしれない。
- ・前も少しちらっと言ったが、親密な関係でなく赤の他人の男女間であっても暴力は暴力である。

なので、そのようにする手はあると考えるが。

**【条例副委員長】**

- ・ハラスメントを広くとったとしても暴力という文言は残す。

**【推進委員長】**

- ・「暴力」があったほうがよいような気がする。

**【条例委員長】**

- ・いかがか。そのようにしてもよいか。では、少し検討させていただく。「市民及び事業者」にして、「親密な関係」は少し変えて入れたい。それから、8の公表される情報へも「市民及び事業者は」のほうがよいかと考える。市民は市内に入ってきた人すべてを意味するし、解説集などを出すときに入れればよいかと考える。

**【推進委員】**

- ・もう一点、5ページの個別の施策の啓発・普及・広報のところだが、メディア・リテラシーが重要なことはわかるが、メディア・リテラシーは前段の「必要な啓発及び普及広報活動」の中に入るのではないか。なぜこれだけ特出しなのか。それならほかのところも同じような例示があってもよいのではないか。なぜこの部分だけメディア・リテラシーという例示が特出しになるのか。私も条例の検討などいろいろかかわったことがあるので、何か少しこだけ違和感がある。あえて繰り返しをしている。必要な啓発及び普及広報活動の中にメディア・リテラシーは当然入る。

**【条例委員長】**

- ・上の2行だけでは、啓発と普及広報活動だけなので、男女平等に関するそういった読み解きの意味まで入らないのではないか。実は、メディア・リテラシーはどこに規定するかいろいろと検討したうえでここに規定した経緯がある。いかがか。

**【条例副委員長】**

- ・もとは市民案を参考に入れたものである。

**【条例委員長】**

- ・はじめは、広報への配慮のところに入っていた。それを、むしろ市が支援を行うべきだということで個別の施策に持ってきた。最初は学校でやるべきだったのだが、学校だけではなく市民全体にということ。

**【推進委員】**

- ・確かに、広報と普及だけではなく、読み解きというか、受けるほうのトレーニングが絶対必要であるというのが実感として皆が持っていたものだから。

**【条例委員長】**

- ・それであってもいいかと考えたが、特出しが目立つという指摘はそのとおりである。

**【条例副委員長】**

- ・何か、それが入っているのが武蔵野市らしさかなと私たちは受けとめた。これについては多くの議論があったから、その精神を生かさねばと考え入れた気がする。定義のところにもメディア・リテラシーを入れている。もう少し支援して普及させようとしたほうがよいのではないかと。

**【条例委員長】**

- ・そのような議論だった。いかがか。
- ・それから、先ほどジェンダー統計は、やはりあったほうがよいのではないかと指摘があったが、入れるとしたらどのように入れるか。調査研究のところか。ジェンダー統計という言葉を使うと、ジェンダーの定義も必要になるか。

**【条例副委員長】**

- ・ジェンダー統計は、繰り返しになるが、男女平等の定義のところ性別等が入っていて、そこに実質的にジェンダーとセクシュアリティを入れている。むしろここで広くとってあるので、ジェンダー統計になると狭める形になる。

**【条例委員長】**

- ・そう、男女別統計。

**【条例副委員長】**

- ・男女別統計や、例えばLGBTに関するものはジェンダー統計ではないという、何ととってもこれはセクシュアリティに関する統計であるというような、論理的に考えるとそうなる。ジェンダーではないので。

**【条例委員】**

- ・それが確か問題になったところだ。

**【条例副委員長】**

- ・なので、男女平等の定義に入っているので、論理的に整合するかなというふうに考える。

**【条例委員長】**

- ・あるかな。だが、決してジェンダー統計をとらないニュアンス、意味ではないが。

**【条例副委員長】**

- ・むしろ、配慮しつつ統計をとるというか、実質、私たちはジェンダーと分けられないにしろ、私たちの社会は分けているから、女とか男とかに分けられている人がどのように遇されているかということとはとれると思う。

**【条例委員長】**

- ・当然入るのだが、そのニュアンスが伝わるかどうか。
- ・策定に必要な調査研究なので当然必要になるが、あえて書いておく必要があるか。ジェンダーと言ってしまうと今度は狭くなってしまう。

**【推進委員】**

- ・今はLGBTなどを含めることが主流になってきていて、確かにそうだが、元をただせば結局は男女差別撤廃条約のところから来ているわけであり、結局、女性というマイノリティーのカテゴリーに入っていることがどれだけ社会的にも差別されてきたかということが、今でもあるからこそ、私はこのような活動に参加している経緯がある。LGBTももちろん大事なことはわかるが、それを薄めてほしくはない。例えば、渋谷区ではジェンダーのマイノリティーのほうをすごく前面に出して条例を制定した。そういった条例の内容では薄まってしまうものと考ええる。女性差別撤廃条約から来ている今の活動であるとか、本当の根本的な男女平等の条例をここで決めなければ、今の市の施策などが変わっていかない、皆の気持ちが変わらないと考える。マイノリティーばかり前面に考えていって、自分たちの本当の思いが薄まるのがとても気になる。

**【条例委員】**

- ・そこもおざなりにはできない状況がある。だから、そこのせめぎ合いがすごく難しいと言ったのはそういう意味なのだが、では、どのように入れたらよいかということとても難しい。

**【推進委員】**

- ・ジェンダー・ギャップ・インデックスなど、毎年国際的に発表されているものを、国の基本法でも、ジェンダー統計を積極的に利用するように言っているわけである。それを無視するのかということがある。

**【条例委員】**

- ・無視するというわけではないが、私も今回アンケートをつくってみて、性別欄の「その他」にチェックをつけている人が結構いた。そうすると、そういう問題にどうやって対処したらよいものかと考えたところ、ジェンダー統計というように書いてしまうと、先ほど副委員長が言ったように、狭くなってしまふかなという気がしている。

**【推進委員】**

- ・多様な性のところの目配りは絶対必要だが、やはり基本的には皆があまり自覚していない、ジェンダー役割のようなものがいっぱい周りにあるわけなので、そこのところをやらないといけない。

**【条例委員】**

- ・だから、意識を変えたり態度を変えたりしなければいけないと言っているのだが、その辺のせ

めぎ合いがとても難しい。

**【条例委員長】**

- ・最終的に我々も、男女という言葉を使わざるを得ないし、厳然としてこの二分法があるという前提なので、あまり行き過ぎた条例にはしない。基本は男女平等だろうと。ただし、同時にもう少し目配りしているぞというところは意味したいので、「性別等」などにしたり、男女という言葉を使ったりもしている。

**【条例副委員長】**

- ・おそらく、セクシュアルマイノリティの方からすると、定義のところで性自認などが落ちて性別にくくられると、切り詰められてしまったと思う方が出るだろうということに配慮している。ただ、やはりダイバーシティ条例ではなく男女平等推進条例であるということに賛成しながら、拡散してしまうという危惧はある

**【条例委員長】**

- ・前文の「しかしながら」のところで示したように、まだ役割分担意識とか慣行や暴力があるということで、我々のこだわりである男女平等は絶対外さないということは共通の認識でよいかと考える。では、この統計、ジェンダーという言葉を使わなくてよいのか、使ったほうがいいのか、入れるとすれば、調査研究のところになるか。

**【推進委員】**

- ・これは条例の問題とは違うが、ヒューマンの講座の中で、ジェンダーの眼鏡を外すということが若い人にすっと理解されたことがあった。やはり役割が何となくセットで押しつけられていたということが、ジェンダーという言葉によって、ごちゃごちゃ説明しなくてすっとわかってもらったことがあったので、そういう姿勢というのは必要ではないかと考えた。ジェンダーという言葉を使うか使わないかは別として。

**【条例委員】**

- ・小金井市の条例ではジェンダー統計が入っているが、経緯はどうだったのか。

**【条例委員長】**

- ・やはりジェンダーという言葉を使うのが一番便利かつわかりやすいだろうということだった。定義にもジェンダーという言葉を入れてあるし、ジェンダー統計をとりなさいと市にも義務づけたので、先ほどからの議論のとおりである。しかし、一方では、もちろん性の多様性についても当時は言われていたので多少含めてはあるが、まず男女別統計は要るだろうという前提があった。ただし、まだLGBTという言葉がこんなに人口に膾炙する前であり、アンケートなどでも「その他」に丸をしてくる人がそれほどいるとまでは予想していなかったときの条例ではある。2つ目の調査研究のところ、男女別統計などを入れるか。

**【条例委員】**

- ・ジェンダー統計というのは、詳しく言えば男女別統計ではない。

**【条例委員長】**

- ・もちろん違う。ジェンダーはもっと広めである。

**【条例副委員長】**

- ・男女別にとればいいのかといった感じになってしまうから、何のために男女別の統計をとるのかということも含めて検討したほうがよい。

**【条例委員】**

- ・ジェンダーという言葉を使うかどうかは別にして、定義の男女平等の文言を読めば、そこに、「男女が社会の対等な構成員として」と書かれている。これは従来の文言であり、男女という枠組みで統計をとっていくような形になるのではないか。ここでは「すべての人が性別等にかかわらず」と書いていて、その後のことを実現するためには男女別の統計も必要であるということは当たり前で導き出されるような気がする。今の社会の中で、男女別の統計はまだ必要であるということは、この文言から引き出せるのではないか。

**【条例委員長】**

- ・この定義はかなり検討したところである。平等社会になるか平等のままかは別としても。

**【条例委員】**

- ・だから、平等社会を実現するために統計をとるわけである。調査研究をするわけだから。

**【条例委員長】**

- ・当然必要になる。

**【条例委員】**

- ・そう、平等社会が実現するまではいつまでも必要なのかもしれない。でも、それはこの文言から引き出せるはずだ。少なくとも、我々は男女という形での統計を否定しているつもりは全くない。

**【条例委員長】**

- ・もちろんそうだが、あえてその言葉を入れるか、可視化するかどうかというところがある。

**【推進委員】**

- ・市民案としてジェンダーという言葉を入れ、あえて、社会的なそういった差別を自分たちは何とかしたいという気持ちを込めて言葉を入れた。

**【条例委員】**

- ・前文の「しかしながら」のところに、ジェンダー統計でも示されているなど入れてはどうか。

**【条例委員長】**

- ・入れられれば、そのデータに基づいて言ったことになる。

**【条例委員】**

- ・「しかしながら」の内容は武蔵野市だけの内容ではなくて、日本においてまだまだ不平等な現実があるということである。日本の数値も惨たんたる数字なので、そこは残念ながらといったように入れておくのはどうか。ここにあることを効果測定することが必要でジェンダー統計をとるということもありになってくるのではないか。

**【条例委員長】**

- ・「しかしながら」の説得力は増す。ジェンダー統計によるとこれだけ差があるぞ、あるいはG G G Iでもこんなに差があるぞと。G G G Iは変わっていくので条文には使えないかもしれないが。
- ・ジェンダー統計によるとぐらいにしておくか。数字を挙げてしまうと変わってしまうので、固定的な役割分担の意識や慣行、経済格差や法的な格差や社会的地位の格差というのはジェンダー統計できれいに出ているわけだから、それらはうまく前文に入れることはありかもしれない。そうすると、11の個別の施策にジェンダー統計を入れてもよいか。

**【条例委員】**

- ・そこは、先ほど条例委員が言ったように、定義に照らすと特に書かなくても読めてしまうものと考える。

**【推進委員】**

- ・でも、前文に例えばジェンダー統計という言葉が入ると、当然用語の定義のところにも入ってくるのではないか。

**【条例副委員長】**

- ・そうすると、どのような定義になるのか。ジェンダーを定義すると、性別等とまたバッティングしてしまうから、整合性がなくなってしまう。

**【条例委員長】**

- ・少しもませてもらうが、定義しなくてはいけなくなる。ただし、性別等との齟齬が出るとまずい。

**【条例副委員長】**

- ・今ジェンダー統計の議論になりふと思ったのは、やはり意識や慣行を反映したというのも検討課題だと思うが、前文のところに様々な経済的な格差や政治的なアクセスの格差、不平等などの言葉が入るとより望ましいかなと気づかされた。

**【条例委員長】**

- ・そう思う。そうすると、前文の一番下も、「市民一人一人が互いに人権を尊重し生き生きと暮

らせる」だけではなく、そういった格差がなくなっていくことが平等社会につながる。そこももう少し入れたほうがいいかもしれない。

**【推進委員】**

- ・確かに、暴力もそうだが、経済的格差はとても大きい。

**【条例委員長】**

- ・「人権を尊重し」に入るのかもしれないが、少し広過ぎる。なので、一番下の段落に少し書き込めれば、格差や暴力なども含めて入れたほうがいいかもしれない。
- ・それから、統計、調査研究については少し考えよう。少し預らせてほしい。個別の施策のところまで、ほかにあるか。

**【条例委員】**

- ・防災・復興分野とあるが、厳しいのは被災している状況のときではないか。

**【条例委員長】**

- ・被災時というのが必要である。

**【条例委員】**

- ・文言としてこれでは足りない感じがするので、そこはまた検討できればと思う。

**【条例委員長】**

- ・被災時でいいのかどうかかわからないが、3つのフェーズがあり、1つ抜けてしまっている。一番大変なのはやはり避難しているときとか、災害の真ただ中である。

**【条例副委員長】**

- ・真ただ中は当たり前過ぎるので、防災と復興のときにも配慮しなさいという話ではないかと思った。

**【条例委員】**

- ・では、防災を含め、災害時のあらゆる局面においてというふうにすると全部入る。

**【条例副委員長】**

- ・復興が抜けてしまうのではないか。

**【条例委員】**

- ・復興というのも災害という大きなくくりの中に入ると考える。

**【条例副委員長】**

- ・復興を計画していくときも含まれるか。

**【条例委員長】**

- ・そう。そこに男女共同参画の視点が要ると思うので、復興はやはり必要ではないか。「防災・復興を含め」では少し違うか。
- ・災害のあらゆる局面といいましたか。

**【条例委員】**

- ・災害時の、災害のときのあらゆる局面においてと言った。

**【条例委員長】**

- ・それは災害のときである。災害に関するあらゆる局面ではないか。検討しよう。いずれにしても、真ただ中のというのは必要である。あとはいかがか。

**【推進委員長】**

- ・性と生殖に関する健康と権利の2つ目の最初のところだが、これはどういうことか。「すべての人が生殖に関し自由な権利を持つことに十分配慮するとともに」と、おそらく、上の自己決定のところとかかわるのだと思うが、このようにあると、かなりオープンで強い権利のように見える。例えば男性、ほかの人の権利を侵害しても権利を主張しているようなところが読み方によっては少しあるかなど。ここはなくてもよいのではないか。ただし、後半の「生涯を通じての健康」は必要であろう。その部分を検討いただきたい。

**【条例委員長】**

- ・生殖に関する自由な権利というのは、性に関する適切な自己決定の中に含まれるといえは含まれる。「すべての人が」というと女性だけでなく、男性も含まれ、市が配慮するとしている。

**【推進委員長】**

・ただ、「すべての人が生殖に関し自由な権利」というのは適切なのか。

**【条例委員】**

・産まない権利などそういうことを言っているのだろう。

**【条例副委員長】**

・当初は、女性が妊娠及び出産をする可能性があることに十分配慮することという文言が出されたが、議論の中で、やはり今、早いうちに卵子の老化に対する啓蒙をなさいか女性手帳をつくりなさいということはかなり批判を浴びた。だから、すべての女性だけではなく、男性不妊の問題などもあるから、男性も生殖する権利を侵害されないようにとした経緯がある。

**【推進委員長】**

・その点は十分わかるが、この文言だと拡大解釈されないかというのを少し危惧した。

**【条例副委員長】**

・出産は女性だけなので、生殖するしないを含めた話だったのだが、やはり文言としていかがかということでこのようになった。拡大解釈されるというのは、代理母も支援しなさいなどそのように解釈されてしまうということか。

**【推進委員長】**

・そうではなく、ここだけ見ると、例えば男性が子どもを欲しいとすると、相手はパートナーということだと思うが、そこが入ってこない、何か違う解釈をされてしまうのではないかな。もう少し適切な違う表現ができないのかなと。

**【条例委員長】**

・つまり、無理に産ませるようなことも含めてということか。

**【推進委員長】**

・そう。そういう意味にももしかしたらとれるかなと少し気になった。当然意図されていないと思うが、検討いただきたい。

**【条例副委員長】**

・それは産む人の自由な権利を侵害しているからあまり考えていなかった。

**【推進委員長】**

・権利がぶつかることもあるので、自由な権利を持つことというふうに書いてしまうのはいかがかと。検討いただきたい。  
・それからもう1点、積極的改善措置だが、最後のところ、必要な積極的改善措置など、必要な範囲においてというふうにしたほうがよいのではないかな。用語の定義のところでは「必要な」と書かれている。積極的改善措置も、格差があればいつでも使えるものではなく制限があるので、ここは「必要な」といった文言が必要だと考える。格差があると、片方の性を優遇すると他方の性が不利益をこうむることもあるので、必要な措置ということで、少し限定したほうがよいと考える。

**【条例委員長】**

・「格差が生じているとみられる場合には」でいい気もするが、それにつけて、必要な範囲においてとするか。

**【推進委員長】**

・というのは、均等法で積極的改善措置を認めているが、その場合は、例えば女性が4割を下回っているなどの条件つきなので、今、例えば女性活躍推進法が適用され、女性の管理職を増やすなどいろいろとやっているが、ただ、過度に女性を優遇してはいけないわけである。法令違反にもなる可能性があるので、そこを抑えるためにも「必要な」とつけておく。「必要な範囲において」と。国の基本計画にも「必要な範囲において」とある。

**【条例委員】**

・入っていいのではないかな。

**【条例委員長】**

・これも検討のうえで入れることを考えたい。

- ・ほかはいかがか。よろしければ先に進む。推進委員会から苦情処理委員までの質疑に入る。推進委員会と拠点に関しては、条例によって名称が変わる可能性があるが、推進委員会は現行のままでのせており12人で1年というあたりである。それから、苦情申立ては、市が関与する施策に対する苦情で、窓口はセンターに置くということ。それから、苦情処理委員の規定を設けているが、いかがか。

**【推進委員】**

- ・推進委員会のところで、市民案では、公募市民の割合を3分の1以上というような形で載せていたが、ないままだと公募委員は今度から入れなくなってしまうのではないか。その文言は入れていただきたい。

**【条例委員長】**

- ・公募委員は必ず3割以上にするといったような市の上位規定はあるのか。

**【条例委員】**

- ・上位の規定はないだろう。ただ、今はほぼ全ての委員会に公募市民が入るという形で公募している状況であり、その流れは今後変わることはないというような説明はあったと思うが、市の委員会はすべて公募市民が入っているかということ、全部ではないということも事実である。

**【条例委員長】**

- ・専門職や充て職で埋まっているものもある。ただ、割合まで入れてしまうと規制がかなりきつくなるという話があった。

**【条例委員】**

- ・それはあった。

**【条例委員長】**

- ・ただ、公募市民のことを入れないと全く入る余地がないということはあると思うが、入れておくのはありかもしれない。いかがか。

**【条例委員】**

- ・公募市民を含む12人以内などにしておけばよいのではないか。

**【条例副委員長】**

- ・男女の片方が10分の4未満であってはならず、3分の1が公募市民という議論だった。

**【条例委員】**

- ・推進委員会は、計画を作成する年度とそうでない年度では人数構成が違ってくる。計画を作成するときには人数が多くなるため、最大12人という枠を設けているのであって、今は6人である。そのように枠が動いてくるときに、3分の1などのルールをつくると、身動きがとりにくくなるといった話があった。公募市民は当然入るべきだと考えるが、これだけの割合にするということは厳しいという話をした覚えがある。

**【条例委員長】**

- ・ここに公募市民を含むなど担保しておくのはありだと考えるが、いかがか。
- ・では、委員構成は公募市民を含む12人以内の委員ということにしよう。今言ったように、割合まで書くと、メンバーが6人の場合など厳しくなるかもしれないので、内規のほうで調整してもらおうことにしよう。とにかくここは公募市民を含むという形で入れたい。それから、苦情処理という言葉以外で何かないかと考えているが、いかがか。

**【条例委員】**

- ・苦情対応にしてはどうか。

**【条例委員長】**

- ・やはり対応か。

**【推進委員】**

- ・苦情にかわる言い方というのはなかなか難しい。異議とも違う。

**【条例委員長】**

- ・異議申立てなどあるかもしれないが、浮かばない。何かあればまたどこかでアイデアをいただきたい。パブコメ等で意見を寄せていただくこともできる。

**【推進委員長】**

- ・あまり優しい言葉にすると苦情が増えそうな感じがしないか。

**【条例副委員長】**

- ・何でも言っていていいといったような。

**【条例委員】**

- ・受ける方は大変だが、そうなったほうが市民参加らしい。

**【条例委員長】**

- ・確かにハードルが高いほうがいいのかもれない。
- ・さて、全体を通してほかに何かあるか。

**【担当部長】**

- ・先ほど委員長の言われた部分で、拠点の名称は条例の名称と同じになるということはまだ断言できないということを申し上げたい。今後の検討事項ということでお願いしたい。

**【推進委員長】**

- ・一つよろしいか。行動計画の策定の主語は市がよいのではないか。

**【条例委員長】**

- ・最終的に決定権があるのは市長である。つまり、作成するのは推進委員会だが、市長が策定する。

**【推進委員長】**

- ・推進委員会が作成するのは案である。

**【条例委員長】**

- ・そう。決定権はない。委嘱されて作成するところまでである。

**【推進委員長】**

- ・最終的には変わってしまう可能性もある。

**【条例委員長】**

- ・なので、市長に決定権があるということで、市長が策定する。

**【推進委員長】**

- ・ほかの計画も全て市長なのか。

**【事務局】**

- ・そのとおり。計画の策定や諮問の条項は市長にしているところが多い。

**【推進委員】**

- ・1つだけよろしいか。条例の名称で、男女共同参画基本条例と、男が先に来ている。他の条例もほとんどが男女としているが、一部、例えば長野の須坂市では、女と男としているところもある。その辺はどう議論されたか伺いたい。

**【条例委員長】**

- ・女と男にすると、条例の文体もまた少し変わってくるかもしれないしということがあるが、私としては、男女でなくてもよいと考えている。

**【条例委員】**

- ・女性と男性というあり方を前提にして考えられている従来の文言と今回我々が検討している条例とは組み立てが違うものだと考える。定義等で先ほどからいろいろと議論があったように、ここで男女と言っているのは、男女という枠組みに限定されない性の在りよう、多様な性のあり方を前提とした人たちのことを言っている。その人たちにとっての条例だという考え方をとっているのだから、男女平等、男女という文言を使っているが、中身はこうだということを条例の中で説明しているので、これでよいのではないかと考える。ただ、その点に関する議論はこの委員会の中ではなかった。

**【推進委員】**

- ・例えば女性と男性及びあらゆる人々と言えば、今の要素は全部クリアできるのではないか。ただ、長過ぎるが。男女というどうしても既成の概念があるので、その辺をきちんと話し合われたのかということが気になった。

【条例委員長】

- ・定義（２）の男女平等は様々なニュアンスを含んでいて、この条例はそういった広い意味であるということは説明すればわかるだろうが、条例のタイトルだけ見れば、他と変わらないではないかと思われるだろう。

【推進委員】

- ・そう考える。

【条例委員長】

- ・男女と言ったときの狭め方と、それをいかに狭めないかということについては、多く議論してきたが、条例名に女と男とか、女性と男性とあらゆる人などという議論まではしなかったのが事実である。そのことは常に念頭にはあるが難しい。1つの提案をいただいたということで、それを含めて検討する。
- ・では、本日の委員会はこれにて終了とする。

■議題（３）その他

○日程について

第9回条例検討委員会（市民意見交換会）：7月29日（金）午後7時～9時  
スイングビル スカイルーム

第10回条例検討委員会：8月17日（水）午後7時～9時 商工会館 第一・第二会議室

第4回起草委員会：9月13日（火）午後7時～9時 武蔵野プレイス フォーラムA

第11回条例検討委員会：9月30日（金）午後7時～9時 武蔵野プレイス フォーラムA

— 了 —